

伊都消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和8年4月1日

伊都消防組合消防本部 消防長

1 目的

伊都消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、伊都消防組合消防本部消防長が本計画を策定する。

2 計画期間

法に基づき策定された本計画に準じ、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間と定め、改めて目標数値を設定し、目標達成に向け取り組むこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

伊都消防組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画に基づく取組として、実施状況を把握し、職員に対しての情報提供を行うと共に、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

採用した職員および在籍職員に占める女性の割合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
採用者数	5名	6名	5名	7名	6名
受験者数	10名	20名	8名	16名	10名
女性受験者数	0名	5名	0名	0名	0名
女性採用者数	0名	3名	0名	0名	0名

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在職職員数	60名	61名	61名	64名	65名
女性職員数	0名	3名	3名	3名	3名
女性職員割合	00%	4.9%	4.9%	4.7%	4.6%

(各年度4月1日時点)

【現状把握と課題】

当消防本部における女性消防吏員の割合は、令和8年4月1日現在の職員数で算定すると4.6%で、目標の5%以上には少し不足している。また令和8年度から職員定数が65名から75名へと引上げられ、目標達成には厳しい状況です。消防職員採用試験においても、令和4年度に5名の女性受験者があったが、それ以降はない状況です。

現在在籍している3名の女性消防吏員は現場の最前線で活躍しています。より女性が働きやすい環境を整備していくとともに、消防職員採用試験において、女性の受験者数を増やしていくことが課題であります。

(1) 女性の採用試験受験者数の向上

採用試験の受験者数を、令和7年度の実績（0%）より引上げ、受験者総数に占める女性割合を5年間で10%以上を目指す。

(2) 女性消防吏員の採用

消防吏員のうち女性消防吏員の割合を、令和7年度の実績（4.6%）より引上げ、5年間で5.0%以上を目指す。

5 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

前項で掲げた目標の達成に向け、次の取組を実施する。

(1) 女性の採用試験受験者数の向上に向けて、今後の採用試験に際し、消防庁が行う広報等を活用するとともに、女性が活躍できる職場であることを、ホームページや広報誌を活用し、積極的にアピールを行う。

(2) 採用試験において、公務員を志望する女性に積極的に受験を呼びかける。

(3) 職場体験学習時に、女性が活躍できる職場であることをアピールする。